

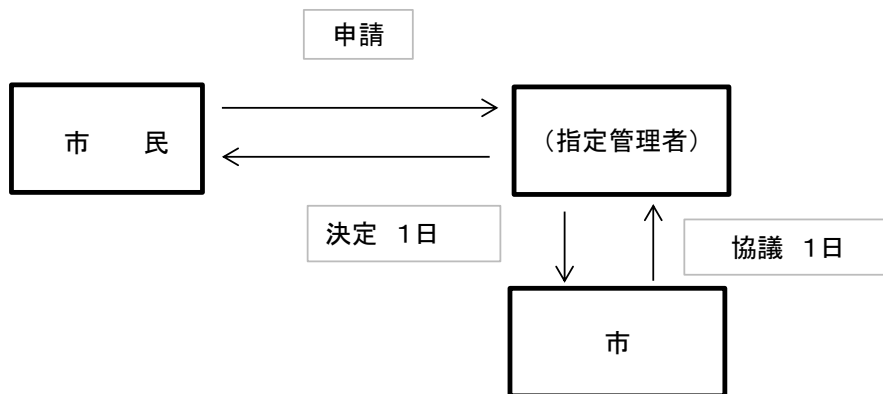
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 5

処 分 名	松山市男女共同参画推進センター使用料の減免	
処 分 の 概 要	公益上特別の理由があると認めるときは松山市男女共同参画推進センター使用料を減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市男女共同参画推進センター条例 (平成11年条例第29号)	
条 項	第14条	
所 管 課	市民生活課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3日	
標 準 処 理 期 間	計	3日
判 断 基 準	<p>松山市男女共同参画推進センター条例施行規則第14条の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額について行う。</p> <p>【根拠法令等】 松山市男女共同参画推進センター条例 (使用料の減免) 第14条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>松山市男女共同参画推進センター条例施行規則 (使用料の減免) 第14条 条例第14条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。 (1) 財団法人松山市男女共同参画推進財団(平成11年4月1日に財団法人松山市男女共同参画推進財団という名称で設立された法人をいう。)が主催する事業に使用する場合 全額 (2) 条例第3条第2号に定める国際交流会議室を、財団法人松山国際交流協会(昭和57年4月1日に財団法人松山国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)が主催する国際交流に関する事業に使用する場合 全額 (3) その他市長が特に必要と認めた場合 市長が定める額 2 条例第14条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、松山市男女共同参画推進センター使用料減額(免除)申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請に基づき使用料の減免を決定したときは、申請者に松山市男女共同参画推進センター使用料減額(免除)決定書(第9号様式)を交付する。 4 前2項の規定にかかわらず、市長が適当と認めるときは、別に定める方法により、使用料の減免を行うことができる。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。